

## 令和7年度第3回 あきる野市特別職報酬等審議会 議事録

日 時	令和7年12月16日(火)午後7時00分~午後9時00分
場 所	あきる野市役所3階 301会議室
参加者	審議会委員10人、市長、総務部長、職員課長以下4人
欠席者	0人
会議要旨	
1 開 会	
2 会長挨拶	
3 報 告	<p>(1) 前回議事の確認について 事前に送付した第2回議事録の内容について修正がないことを確認</p> <p>(2) 追加資料の説明について 資料1は、前回会議後に都内26市に対して実施した調査の結果を反映したものである。赤字が直近で報酬等審議会からの答申を受け、令和8年4月1日現在で改正見込みのある部分である(八王子市、国分寺市、武蔵村山市)。また、令和7年度と8年度それぞれ4月1日時点での教育長と一般職最高号給適用者の給与を割合比較した。7年度改定で大幅に圧縮するのがお分かりいただけると思う。また、地域手当支給率の経過措置が令和9年4月1日に終了すると、現在の給料表の額が変わらないとした場合、教育長が38,584円下回る試算となる。</p> <p>資料2は、一般職最高号給適用者の改定の変遷を示した資料である。平成25年度に部長職の給料が職責・役割に応じて定額化された。</p> <p>資料3は、都内26市に対して実施した調査の結果一覧である。令和7年人事院勧告及び人事委員会勧告で示された「通勤手当」や「管理職手当」の検討状況も確認したが、未定の団体が多い状況である。</p> <p>また、平成27年の報酬等審議会答申において、教育長の職責が増加したが、給料額は据え置いた経緯もある。</p>
4 審 議	<p>(1) 給料月額の改定の額について 前回、26市のうち類似団体の市長の平均額と当市の市長との差額や、将来的な一般職との差額を踏まえて4万円から5万円くらいの引き上げが良いのではないかとの意見があった。現時点での各委員の意見を確認したい。</p> <p style="text-align: center;">席順時計回りに確認</p>

・ 委員 A

5万円が妥当な改定額ではないか。一律で上げるのではなく、市長5万円、副市長4万5千円、教育長4万円で上げてはどうか。

また、次の審議会は早めに開催した方がいいのではないか。(2年に1回くらいの周期)魅力ある職場、職を作っていただきたい。

・ 委員 B

地域手当16%に上がった時点の間差を考えると、教育長を4万円引き上げる。教育長をベースとして、副市長、市長を定率又は定額で引き上げるのがいいのではないか。

・ 委員 C

確実に教育長は40,000円は上げないといけない。

・ 委員 D

最低ではなく、もう少し差を設けた方がいいのではないか。八王子市のように、市長70,000円、副市長60,000円、教育長50,000円でどうか。

・ 委員 E

ここ数年の東京都人事委員会勧告の改定率を見ると、かつてないほどの改定幅で上昇している。

人事委員会勧告は労働基本権の制約を受ける公務員への代替措置であり、完全実施しなければならない。また、実施しないことは他団体との均衡を崩し、市民サービスを始めとした様々な影響が予想される。

給与はその責任に応じた額でなければならず、重責を担っている特別職、特に教育長については、一般職の最高号給である部長職の給与と非常に接近しており、今後の改定によって逆転することが確実になっている。

あきる野市の場合は教育長と部長職の逆転を回避する必要があり、今回の答申のスタートはこの論点であるべきであると思っている。

資料によると、令和8年4月の給与改定では、3万2千円引き上げてやっと同額になる予測であるので、それ以上の引き上げは必須である。

引き上げの検討にあたって、従来一般職との最高号給との差は、令和3年度、新教育長制度開始直後(平成28年)時点で約3万6千円で、それが一般職の給与改定によって徐々に縮まっており、ここ数年はそれが顕著である。

従来の差を維持することを念頭に置くならば、他団体での一般職との最高号給との差やあきる野市の状況を鑑みて、3万2千円に4万1千円を加え、約7万円程度の改定となるのではないか。

次に市長、副市長と教育長の差をどうするかであるが、教育長を基本として

考えた場合は、同額で引き上げるか同率で引き上げるかであると考える。そこはどちらでも説明がつくのではないかと考えている。

・ 委員 F

民間では同種平均という考え方をする。あきる野市を除く類似団体の平均まで持って行くことが必要ではないか。大体職員の107%になるように計算するのがいいのではないか。そうすることで地域手当が16%になったときでも、約10,000円ほど差がついているようになる。

・ 委員 G

特別職の給料はいずれも26市の最低レベルにある。ここ近年消費者物価指数、民間給与が上がっている。今年の人事委員会勧告では、管理監督職に重点を置いて引き上げが行われている。2年間の部長職の平均改定率6.34%を根拠として、市長55,000円、副市長48,000円、教育長45,000円の引き上げでどうか。また、この引き上げ額なら2年間は一般職との逆転が生じないのでないか。

・ 委員 H

自分が周りに説明するとなったときのことを考えると、委員Eの意見が一番わかりやすかった。結論、70,000円がいいのではないか。

・ 委員 I

一律10%ぐらいの引き上げを考えたが、金額にすると大きいので、市長70,000円、副市長60,000円、教育長55,000円でどうか。財政面の影響もあるが、長の金額は上げた方がいい。

— 休憩 —

・ 会長

ここまで様々な意見を頂いたが、論点を整理したい。整理の方法として、事務局として何か案はあるか。

・ 事務局

委員の全員が、特別職と一般職との給与の逆転は防がなければいけないと考えている。また、まずは金額差が肉薄している教育長の額を議論し、そこを踏まえて市長及び副市長の額を考えるべきではないかという点も共通している。

その上で、教育長の給料額決定については考え方が2つに分かれ、結論が異なるのではないかと推察する。

- ① 地域手当が令和9年4月に制度完成(16%)した時の差(38,584円)を解消するため、40,000円程度引き上げるべきとする考え方
- ② ①に加え、職責の差を加味し、70,000円程度引き上げるべきとする考え方。

- ・ 会長

事務局が整理してくれました。

① と ② の意見について、どちらがいいか多数決をとります。

⇒ 全員賛成で ② とします。

それでは、職責の差を加味すべきであるとして、その金額を含めると、教育長の給料について、70,000円引き上げて765,000円にするということでおよしいか。

⇒ 賛成多数

次に、市長と副市長の給料について、何か意見はあるか。

- ・ 委員 E

市長、副市長と教育長の差についてをどう考えるかであると思う。教育長と同額(70,000円)を一律で引き上げるか、同じ率(約10%)で引き上げるかのいずれかと考える。市長、副市長、教育長のそれぞれの職責の差を考慮すると、同率での引き上げの方が説明がしやすいのではないか。

- ・ 委員 F

仮に同率ということで計算すると、10%引き上げるということになると思う。そうすると、あきる野市を除く類似団体の平均給料を超えてしまうが、それで良いのだろうか。

- ・ 委員 E

資料はあくまで現時点での各市の状況であること、今回の一般職の給与改定によって特別職の給料の額をどうするかについて議論がされていない状況である。また、これから春闘や賃上げで令和8年にもプラスの改定が行われる可能性もある。

- ・ 会長

これまでの意見を基に市長、副市長の給料の額を教育長と同率(10%)で計算すると、市長 946,000円、副市長 814,000円となるが、よろしいか。

(賛成多数で了承)

(2) 改定の時期について

・ 会長

次に改定の時期について審議する。何か意見はあるか。

・ 委員 G

議会のスケジュールを考慮すると、令和8年4月1日がいいのではないか。

・ 事務局

職員の場合は4月1日現在での公民較差を解消するために勧告を行っている性質上、プラスの場合には差額を支給したり、マイナスの場合には所要の調整を行い12月の期末手当から差し引いたりを行ってきた。

特別職の場合はこうした要請がないため、未来の日付で改正を答申するのが通例であると思われる。

答申を受け、市の考え方を整理し、議会の上程スケジュールを踏まえて、最短で改定するとすれば、当初予算の調製と合わせて3月定例会議で議論し、令和8年4月1日施行になる。

(3) その他

・ 会長

何か意見はあるか。

・ 委員 E

2点ほど意見がある。

① 今回の改定額は金額としても大きな印象があり、財政的に苦しいのではないかという市民への説明が必要となってくる。そのため、今後の一層の行財政改革によって無駄をなくす努力をお願いしたい。

② ここ数年の賃金の上昇ペースを考えると、過去にないほどの早さで上昇しており、特別職の報酬等についても機動的な対応が求められるようになっており、課題が顕在化してから委員の選任を開始すると、その後の諮問、審議、答申の期間が限られてしまう。

そこで、今後は審議会を常設としておき、課題が顕在化したときに直ちに開催できる体制を整えることが必要ではないか。

・ 会長

今出た意見については、いわゆる付帯意見に当たると思うが、審議会として、付帯意見としての取り扱いでよろしいか。

(全員一致で了承)

・ 会長

それでは、今、審議したことについては、答申の付帯意見として扱う。

その他、何かあるか。

今後について、事務局は、答申をまとめて、できた段階で各委員に送付してください。

委員の皆様は、内容、修正の有無などを確認し、事務局に連絡してください。

軽微な修正は、私と事務局で修正する。

答申が確定したら、私と職務代理で市長に答申を手渡したいと考えているが、一任いただけるか。

(全員一致で了承)

他にご意見等はないか。

なければ、審議を終了する。

5 そ の 他

6 閉 会